

○国土交通省告示第八十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年二月十六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川信濃川水系信濃川改修工事（大河津分水路改修事業・新潟県長岡市寺泊野積字須走地内から同市寺泊湊町地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 新潟県長岡市寺泊野積字須走及び字茅ヶ原新田並びに寺泊湊町
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川信濃川水系信濃川改修工事（大河津分水路改修事業）」（以下「本件事業」という。）は、新潟県燕市渡部字川敷地内から長岡市寺泊湊町地内までの一級河川信濃川水系信濃川（以下単に「信濃川」という。）の延長3.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

信濃川は、その源を長野県、山梨県及び埼玉県の県境に位置する甲武信ヶ岳に発し、長野県内の山間部を北流した後、千曲市及び長野市を流下して、犀川等の支川を合わせ、中野市の狭さく部を経て、新潟県に入る。その後、十日町市を流下し、魚野川等の支川を合わせ、小千谷市を経て、長岡市付近から広がる扇状地を抜け、燕市で大河津分水路に分派し、日本海に注ぐ一方、本川は、中ノロ川に分派等し、関屋分水路を分派した後、日本海に注ぐ、幹川流路延長367km、流域面積11,900km²の河川である。

信濃川はその流域が長野県、新潟県及び群馬県の3県にまたがり、長野市や新潟市など25市17町18村の市町村を擁する治水上重要な河川であるが、流域は上流部における地盤隆起によって形成された狭さく部や沖積平野部に入ると急激な河床勾配の変化、海岸砂丘に閉ざされた低平地など水害の発生しやすい状況となっており、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和56年8月の台風15号による洪水では、死者2名、床上浸水家屋1,446戸、床下浸水家屋1,502戸に及ぶ被害が発生したほか、令和元年10月の洪水では、半壊・一部損壊家屋11戸、床上浸水家屋14戸、床下浸水家屋155戸に及ぶ被害が発生した。

信濃川水系の治水対策は、信濃川水系河川整備基本方針（平成20年6月策定）に沿って、平成26年1月に策定された信濃川水系河川整備計画（平成27年1月及び令和元年8月変更）に基づき、新潟県と長野県との県境から大河津分水路までの流域においては、昭和56年8月の台風15号による洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である小千谷における河道配分流量9,800m³/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、本件区間が下流に向かうにつれて川幅が狭まる形状であり、流下能力が低く、水位のせき上げが生じているため、計画高水位を超過する区間（以下「せき上げ区間」という。）において、堤防の決壊等の危険性が極めて高い状況にあることから、整備計画に基づき、本件区間について河川改修工事を行うものである。本件事業の完成により、流下能力の向上が図られることから、せき上げ区間の浸水被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年10月等に、同法等に準じて任意で工事実施に伴う大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、騒音等については法令により

定められた基準等を満足するとされており、水質等については、工事の実施に係る土砂による水の濁り等が発生すると予測されるものの、濁水処理施設の設置等により、環境への影響が回避又は低減されると予測されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるマガン及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるチュウヒ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているカワコザラ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトモエガモ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトケンラン等、準絶滅危惧として掲載されているミスミソウ、コシノカンアオイ、カワヂシャ、ミズアオイ、ミクリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、トケンラン等については、一部の生息環境が改変されることから、個体の移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、新潟県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間の下流に向かうにつれて川幅が狭まる形状により生じているせき上げ区間において、堤防の決壊等の危険性が極めて高い状況にあることから、本件区間における河道掘削、山地部掘削及び堤防整備等を行う事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、右岸掘削案及び申請案である左岸掘削案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、移転対象となる物件数は多いものの、現況河道からの改変範囲が限定的であること、施工方法は一

般的な掘削工が主となるため、地すべり抑止工・抑制工が必要となる右岸掘削案と比べて施工難易度が低く、施工期間が短いこと、加えて、事業費も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間の下流に向かうにつれて川幅が狭まる形状により生じているせき上げ区間において、堤防の決壊等の危険性が極めて高い状況にあることから、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、大河津分水路流域の自治体の長等からなる大河津分水改修促進期成同盟会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 新潟県長岡市役所